

令和6年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和6年12月4日（水） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年12月4日（水） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	政策企画課長	森下 友幸
財政課長	鈴木 俊久	税務課長	長野 了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

議案第77号 森町組織条例の一部を改正する条例について

議案第78号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第80号 森町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第81号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 令和6年度森町一般会計補正予算（第10号）

議案第83号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第84号 令和6年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第85号 令和6年度森町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第86号 令和6年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第87号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

<議事の経過>

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年12月森町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときに、マイクボタンを押すようにお願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本定例会は、感染対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、7番加藤久幸君及び8番中根信一郎君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から 12 月 20 日までの 17 日間に決定しました。

日程第 3、「報告事項」を議題とします。

監査委員から例月出納検査の結果について報告が来ております。

サイドブックに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第 4、議案第 77 号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 77 号「森町組織条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大きく分けて二つの改正内容となっております。

一つ目といたしまして、第 1 条の改正規定は、債権管理を効果的に進めるため、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収に係る事務のうち一部を、税務課において実施するものでございます。これにより、適正な債権管理を進め、公平・公正な滞納処分及び効率的・効果的な徴収事務を推進してまいります。

二つ目といたしまして、第 2 条の改正規定は、令和 7 年度機構改革を実施するもので、防災課を危機管理課に改めるものでございます。また、附則第 2 項の改正規定は、一般職の職員の給与に関する条例で規定されている防災監を危機管理監に改めるものでございます。この機構改革を実施することにより、豪雨、地震、外国からの武力攻撃や感染症等、多種多様な危機に早急に適切に対応できる体制を整備し、町民の身体、生命及び財産への影響を最小限に抑えるよう対策を進めてまいります。

議 長

施行日につきましては、第1条は、公布の日、第2条及び附則第2項は、令和7年4月1日でございます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

（吉 筋 恵 治 君）日程第5、議案第78号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職 員 朗 読）

議 長

（吉 筋 恵 治 君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（太 田 康 雄 君）ただいま上程されました議案第78号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員報酬を増額するとともに、費用弁償を廃止するものでございます。

経緯につきましては、令和6年6月26日に森町議会から町長へ議員報酬改正の要請がされました。それを受け、10月3日に議員報酬の額について森町特別職報酬等審議会へ諮問し、11月21日に同審議会から答申を受けております。本案の議員報酬の額は、答申のと通りの額でございます。

また、費用弁償を廃止することにつきましては、森町議会からの議員定数等調査特別委員会報告書に基づき実施するものでございます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（吉 筋 恵 治 君）日程第6、議案第79号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職 員 朗 読）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 79 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 4 年 6 月 17 日に公布された刑法等の一部を改正する法律により、令和 7 年 6 月 1 日から懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例をそれぞれ改正するものであります。

改正を要する条例は、「一般職の職員の給与に関する条例」、「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」、「森町普通河川条例」、「森町表彰条例」、「森町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」、「森町都市計画審議会条例」、「森町法定外道路管理条例」「森町情報公開個人情報保護審査会条例」、「森町議会個人情報の保護に関する条例」の 9 条例で懲役及び禁錮を拘禁刑に変更するものであります。

なお、施行日は、刑法等の一部を改正する法律に合わせ、令和 7 年 6 月 1 日からとするものであります。以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 7、議案第 80 号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 80 号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団員数の減少による地域防災力の低下を抑制し、消防力の強化を目的として、森町消防団に、機能別消防団員制度を導入するため、本条例を改正するものであります。

なお、機能別消防団員は、消防団退団者や一般住民などにより構成し、現役消防団の後方支援などに従事いたします。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 8、議案第 81 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 81 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、被災後の避難生活などを起因として死亡した、いわゆる災害関連死が発生した場合等においては、災害弔慰金等の支給に該当するか否かの判定を審議する機関が必要であることから、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、審議機関の設置条項を加えるため、条例の一部改正をするものでございます。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 9、議案第 82 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 10 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めま

す。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 82 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 10 号）」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 154,763 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,057,512 千円とするものであります。

10 ページ、第 2 表繰越明許費補正につきましては、事業の執行上、令和 7 年度に繰り越す事業及び金額を計上するものでございまして、歳出補正予算に計上しております 8 款 3 項の町単独河川改修事業につきまして、準用河川椿沢川改修工事及び大洞院川改修工事について、事業工期の確保のため、令和 7 年度にわたり事業を実施するため、繰越明許費に追加するものでございます。

11 ページ、第 3 表債務負担行為補正のうち、まず、城下地区歴史的資源活用まちづくり事業伴走支援業務委託料につきましては、旧藤江勝太郎家住宅を含む城下地区の歴史的資源を活用したまちづくりを進めていくにあたり、事業コンセプトの検討、空き家の調査、活用プランの作成等に着手し、令和 7 年度にわたり、事業を進めるため、設定するものでございます。

次に、公共土木施設災害復旧工事（鍛冶島橋上部工工事）につきましては、上部工製品制作に期間を要することから、工期を確保するため、設定するものでございます。

12 ページ、第 4 表地方債補正のうち、まず、公共事業等につきましては、国庫補助金内示額減額に伴い、公共事業等債の対象額が減少となることから、限度額を減額する変更でございます。

次に、公共土木施設災害復旧事業につきましては、公共土木施設災害復旧事業の鍛冶島橋上部工工事の財源として限度額を増額する変更でございます。

さらに、緊急自然災害防止対策事業につきましては、町単独河

川改修事業の準用河川椿沢川改修工事及び準用河川大洞院川改修工事の財源として限度額を増額する変更でございます。

それでは、以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

11 ページから 38 ページの各科目に計上いたしました職員給与費は、本年 4 月の人事異動に伴う、年間見込額と現予算額との過不足による調整等及び本年 6 月の豪雨・8 月の台風 10 号による災害対応や、マイナンバーカードの交付、システム標準化への対応及び新規イベントへの出展等々の本年度の特殊事情により、職員手当に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため、追加をお願いするものと職員共済組合等負担金の調整でございます。

11・12 ページ、2 款 1 項 5 目財産管理費 3,500 千円につきましては、議案第 77 号にて提案いたしました機構改革に関連し、庁舎執務室等を改修するための修繕費や書類保管庫等を購入するための諸備品購入費等でございます。

8 目地籍調査費 4,588 千円の減額は、当初見込んでおりました地籍調査費補助が見込みを下回る内示額となったことから、委託料を減額するものでございます。

13・14 ページ、9 目自治振興費 2,400 千円につきましては、栄町公民館の修繕事業が具体化したことに伴い、町内会公民館整備補助金を増額するものでございます。

10 目情報管理費 1,000 千円の減額につきましては、D X 推進業務委託料のうち、職員研修分の委託について、C D O 補佐業務委託内での実施や、経営マネジメント事業を活用することで執行見込みがなくなったことから減額をするものでございます。

2 項 1 目企画総務費 10,346 千円の減額のうち、説明欄 0005 遠州の小京都リノベーション推進事業 1,500 千円の減額につきましては、ロゴマーク制定支援業務の内容を見直した結果、執行見込みがなくなった委託料を減額するものでございます。

17・18 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 22,855 千円のう

ち、説明欄 0006 自立支援給付費 4,829 千円につきましては、自立支援給付費等の令和 5 年度事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

3 目国民健康保険費 12,923 千円の減額のうち、説明欄 0003 国民健康保険特別会計繰出金 8,310 千円の減額につきましては、国民健康保険特別会計において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費等が国庫補助金の対象となったことから、一般会計からの事務費負担金等繰出金を減額するものでございます。

4 目老人福祉費 8,280 千円の減額のうち、説明欄 0001 高齢者活動推進費 1,250 千円の減額につきましては、敬老会事業運営委託料等を実績見込みにより減額するものでございます。

19・20 ページ、説明欄 0002 老人福祉事業費 1,680 千円の減額につきましては、養護老人ホーム等施設保護措置費を実績見込みにより減額するものでございます。

説明欄 0003 介護保険事業費 5,350 千円の減額のうち、補助金・交付金 1,102 千円につきましては、本年 6 月定例会でお認めいただいた補正予算（第 4 号）で計上いたしました介護サービス提供体制整備促進事業費補助金について、国の要綱改正に伴う、定員一人当たりの単価改正による補助金の増額でございます。

また、繰出金につきましては、介護保険特別会計のシステム改修委託料減額に伴う介護保険事務費繰出金の減額 5,816 千円等でございます。

2 項 1 目児童福祉総務費 4,961 千円の減額のうち、説明欄 0002 児童福祉総務経費 3,000 千円の減額につきましては、森町こども計画策定等業務委託料について、入札により執行見込みがなくなった委託料を減額するものでございます。

説明欄 0004 出産・子育て応援事業 1,443 千円の減額につきましては、出産・子育て応援ギフトの実績見込みによる減額 2,000 千円、出産・子育て応援交付金の令和 5 年度事業の精算に伴う国へ

の返還金 623 千円等でございます。

3 目保育園費 15,728 千円につきましては、多様な保育推進事業費補助金の実績見込みによる 2,000 千円の減額と、子どものための教育・保育給付交付金過年度返還金 7,651 千円、子ども・子育て支援交付金過年度返還金 4,145 千円等、令和 5 年度に実施しました各交付金に係る事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

21・22 ページ、4 款 1 項 2 目予防費 15,020 千円のうち、説明欄 0001 母子保健事業費 1,763 千円の減額につきましては、妊婦健康診査委託料の実績見込みによる減額 2,000 千円及び令和 5 年度事業の精算に伴う母子保健衛生費国庫補助金過年度返還金 237 千円でございます。

説明欄 0005 保健予防経費 8,653 千円につきましては、本年度の実績に基づき、不足が見込まれるこども医療費扶助費、未熟児養育医療費扶助費及びこども医療費事務手数料の増額でございます。

説明欄 0006 予防接種事業費 7,947 千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業の精算に伴う接種体制確保事業費補助金過年度返還金及び接種対策費国庫負担金過年度返還金でございます。

25・26 ページ、6 款 3 項 2 目林業振興費 1,735 千円につきましては、鳥獣被害総合対策事業で行なっておりますイノシシ・鹿の捕獲頭数が見込みを上回ることから、有害鳥獣捕獲業務委託料 950 千円及び鳥獣被害防止総合対策交付金 785 千円を増額するものでございます。

29・30 ページ、8 款 2 項 4 目橋梁維持改良費 11,000 千円の減額につきましては、当初見込んでいました道路メンテナンス事業費補助金（橋梁^{りょう}長寿命化）が見込みを下回る内示額となったことから、事業の一部を先送りすることとし、減額するものでございます。

3 項 2 目河川維持改修費 81,500 千円につきましては、国より令和 6 年度緊急自然災害防止対策事業の追加募集があり、早期事業着手のため、追加要望を行い、準用河川椿沢川及び大洞院川改修事業が確認結果通知を受けたことから、改修工事費を計上するものでございます。

31・32 ページ、5 項 1 目住宅管理費 18,200 千円につきましては、木造住宅耐震改修事業について、問い合わせが多い状況の中、国及び県の補助金の確保が見込まれることから、建築物等耐震化促進事業費補助金の追加をお願いするものでございます。

33・34 ページ、10 款 4 項 1 目幼稚園費 7,211 千円の減額のうち、説明欄 0003 預かり保育事業 2,000 千円の減額につきましては、実績見込みによる会計年度任用職員報酬の減額でございます。

37・38 ページ、11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 59,600 千円につきましては、本年の台風 10 号や 11 月 2 日の豪雨暴風による被災に対応するため、崩土除去等作業手数料 9,600 千円の追加を計上するものと令和 5 年 6 月の豪雨により被災した鍛冶島橋の架替えにかかる上部工工事費として公共土木施設災害復旧工事 50,000 千円を計上するものでございます。

3 項 1 目その他公共施設等災害復旧費 12,300 千円につきましては、台風や豪雨災害に対応するため残土置き場としておりました旧泉陽中グラウンドの復旧のための災害土砂等処分手数料 4,100 千円及び旧泉陽中グラウンド復旧工事 8,200 千円でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、15 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1,071 千円につきましては、令和 5 年度に実施しました各負担金に係る事業の精算に伴う障害児支援給付費国庫負担金と介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金の追加負担金でございます。

2 項 2 目民生費国庫補助金 1,366 千円の減額につきましては、出産・子育て応援ギフト等の減額に伴う減額でございます。

4目土木費国庫補助金 18,954 千円の減額につきましては、補助金の内示額が当初の見込みを下回ることとなったため、社会資本整備交付金（工業団地基盤強化）の減額 19,679 千円、道路メンテナンス事業費補助金（橋梁長寿命化）の減額 5,775 千円と建築物等耐震化促進事業費補助金に対する住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金の増額 6,500 千円でございます。

16 款 2 項 1 目総務費県補助金 3,441 千円の減額につきましては、補助金の内示額が当初の見込みを下回ることとなったため、地籍調査費補助金を減額するものでございます。

2 目民生費県補助金 247 千円の減額につきましては、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金に対する県補助金 1,102 千円と多様な保育推進事業費補助金の減額に対する県補助金の減額 1,000 千円、出産・子育て応援ギフト等の減額に対する出産・子育て応援交付金の減額 349 千円でございます。

7・8 ページ、3 目衛生費県補助金 2,409 千円につきましては、こども医療費扶助費及びこども医療費事務手数料に対する県補助金でございます。

6 目土木費県補助金 5,200 千円につきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金に対する県補助金でございます。

19 款 1 項 1 目特別会計繰入金 7,701 千円につきましては、令和 5 年度の介護保険特別会計の給付事業等の実績に基づく清算金の受入れでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金 20,000 千円につきましては、災害復旧費に対する財源として計上するものでございます。

7 目ふるさと応援基金繰入金 38,500 千円につきましては、社会資本整備交付金（工業団地基盤強化）の減額に伴い財源の組替えにより事業の進捗を図るため 40,000 千円を追加するものと、遠州の小京都まちづくりロゴマーク作成委託料の減額に伴い 1,500 千円を減額するものでございます。

20 款 1 項 1 目繰越金 7,420 千円の減額につきましては、財源調

整としての計上でございます。

9・10 ページ、22 款 1 項 5 目土木債 59,400 千円のうち公共事業等債 22,100 千円の減額につきましては、国の補助金が当初の見込みを下回ったため、道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化）4,300 千円の減額、社会資本整備交付金事業（工業団地基盤強化）17,800 千円の減額であります。

また、緊急自然災害防止対策事業債 81,500 千円につきましては、準用河川椿沢川及び大洞院川改修工事に対する財源として計上するものであります。

8 目災害復旧債 50,000 千円につきましては、令和 5 年 6 月の豪雨により被災した鍛冶島橋の架替えに係る上部工工事に対する公共土木施設災害復旧債でございます。

以上が、令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 10 号）の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 10、議案第 83 号「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 83 号「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に増減はありませんが、国庫補助の交付決定に伴い、歳入予算科目の組替えをするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を申し上げます。

3・4 ページ、3 款 1 項 2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金 8,310 千円につきましては、第 1 号補正で計上をいた

しましたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費及びマイナ保険証等についての周知・広報費用に対する国庫補助金を計上するものでございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 8,310 千円の減額につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修費等が国庫補助金の対象となったことから、一般会計からの事務費負担金等繰入金を減額するものでございます。

以上が「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 11、議案第 84 号「令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 84 号「令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,294 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,264,622 千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10 ページ、1 款 1 項 1 目一般管理費 6,710 千円の減額につきましては、令和 6 年度の介護保険制度の改正において、一定以上所得の判断基準の見直しで 2027 年以降に先送りになったことにより、執行の見込みがなくなったシステム改修委託料の減額でございます。

3 款 3 項 1 目包括的支援事業費 3,636 千円の減額につきましては、令和 6 年 4 月の人事異動に伴う給与等の減額であります。

7 款 1 項 2 目償還金 5,927 千円につきましては、令和 5 年度の介護給付費等に係る国県の負担金の精算に伴う返還金であります。

11・12 ページ、7 款 2 項 1 目一般会計繰出金 7,701 千円につきましては、令和 5 年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰出金であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、3 款 2 項 3 目地域支援事業交付金 1,400 千円の減額、5 款 3 項 2 目地域支援事業費交付金 700 千円の減額、7 款 1 項 3 目地域支援事業繰入金 699 千円の減額につきましては、令和 6 年 4 月の人事異動に伴う減額でございます。

3 款 2 項 4 目システム改修事業費補助金 894 千円の減額、7 款 1 項 4 目事務費負担金等繰入金 5,816 千円の減額につきましては、執行の見込みがなくなったシステム改修委託料に伴う国庫補助金及び町事務費負担金等繰入金の減額でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 2,651 千円、5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1,902 千円、ページをおめくりいただいて 7・8 ページ、7 款 1 項 5 目低所得者保険料軽減繰入金 62 千円につきましては、令和 5 年度の介護給付費等に係る支払基金、県及び町の負担金の精算に伴う追加交付金等であります。

8 款 1 項 1 目繰越金 7,109 千円につきましては、財源調整としての計上であります。

10 款 3 項 3 目雑入 1,067 千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会の令和 5 年度の精算に伴う負担金の返還金であります。以上が「令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 12、議案第 85 号「令和 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長 町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 85 号「令和 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、予算第 3 条で定めた「収益的収入及び支出」の予定額におきまして、収益的収入の特別利益に 17,000 千円を計上し、水道事業収益を 423,785 千円とするものでございます。

また、収益的支出の営業費用に 1,555 千円を追加し、補正後の水道事業費用を 371,519 千円とするものでございます。

次に、予算第 4 条で定めた「資本的収入及び支出」の予定額におきまして、資本的支出の建設改良費に、1,573 千円追加し、補正後の資本的支出を 513,510 千円とするものでございます。

それでは補正の概要を申し上げますので、付属資料の 1・2 ページを御覧ください。

「収益的収入及び支出の明細」、収入の特別利益につきましては、令和 5 年度決算において未収金として決算されるべき他会計負担金 17,000 千円について、令和 6 年度に収入したことから、過年度損益修正益として特別利益に計上し、修正するものでございます。

支出の営業費用につきましては、本年 4 月 1 日付け人事異動及び業務増加により、職員給与費 1,555 千円の増額をお願いするものであります。

続きまして、付属資料の 3・4 ページを御覧ください。

「資本的収入及び支出の明細」、支出の建設改良費でございますが、改良費につきましては、制度改正により、職員給与費 99 千円の増額をお願いするものであります。

固定資産購入費につきましては、来年度より予定しております南部配水池更新事業における用地取得及び立木補償につきまして、地権者から合意が得られましたことから、公有財産購入費

1,474 千円を計上するものでございます。

財源につきましては、支出に対する不足分の補填財源につきましては、「過年度分損益勘定留保資金」、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」で賄うものでございます。

予算書 1 ページにお戻りください。

第 4 条につきましては、予算第 8 条で定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない「職員給与費」について、34,037 千円に改めるものでございます。以上が「令和 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （吉 筋 恵 治 君）日程第 13、議案第 86 号「令和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職 員 朗 読）

議 長 （吉 筋 恵 治 君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （太 田 康 雄 君）ただいま上程されました議案第 86 号「令和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、予算第 4 条の 2 で定めた「特例的収入及び支出」について、令和 6 年 9 月議会において、令和 5 年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を認定していただいたことにより、公営企業会計に移行した日時点の特例的収入及び支出である未収金及び未払金の金額を改めるものであります。

また、これに伴いまして予算第 4 条で定めた「資本的収入及び支出」の予定額の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源につきましては、「引継金」、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「当年度分損益勘定留保資金」で賄うものでございます。以上が「令和 6 年度森町公共下水道事業会計補

	正予算（第２号）」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長	（ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 14、議案第 87 号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 （ 職 員 朗 読 ）
議 長	（ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	（ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第 87 号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。 静岡地方税滞納整理機構は、静岡県及び県内 35 市町が連携して地方税の徴収困難事案の滞納処分等を専門的に行う広域連合として、平成 20 年 1 月 15 日に設立されました。 今回の変更は、税制改正により森林環境税及び特別法人事業税が創設されたことを踏まえ、静岡地方税滞納整理機構がこれらの税の徴収困難事案の滞納処分等を構成団体から引き受ける事案として含まれることとなったため、静岡地方税滞納整理機構規約のうち、広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分等事務の規定を改めるものであります。 なお、規約の変更内容を御説明申し上げましたが、本機構の規約の変更にあたり、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、構成団体である県及び市町の議会の議決を求めるものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長	（ 吉 筋 恵 治 君 ） 以上で本日の日程は全部終了しました。 次回の議事日程の予定を報告します。 12 月 11 日午前 9 時 30 分、本会議を開き、各議案に対する質疑を行います。

本日はこれで散会します。

(午前10時28分 散会)